

## 第1回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会議事録

日 時 平成17年5月30日(月)  
午後1:00～午後4:00  
場 所 長野県庁3階特別会議室

司 会

ただいまから、第1回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます地球環境課温暖化防止ユニットリーダーの竹松でございます。よろしくお願いいたします。

始めに生活環境部長の太田寛よりごあいさつを申し上げます。

太田部長

(あいさつ)

司 会

ここで、お手もとの資料のご確認をお願いしたいと思います。委員の皆様には、先に送付いたしました資料のほかに、2月議会定例会における知事議案説明要旨、条例への県民意見を配付してございます。お確かめいただきたいと思います。

次に「地球温暖化対策検討会の設置につきまして」事務局よりご説明申し上げます。

木曾課長

(資料1により説明)

司 会

本日が初の検討会になりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきますと存じます。(委員を名簿順に名前のみ紹介。)橋爪伸夫委員につきましては、都合により欠席しております。本日は代理としまして長野県経営者協会の梶田能孝(かじたよしたか)様にご出席いただいております。

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、その前に、委員長を選出をお願いしたいと思います。

委員長の選出につきましては、先程ご覧いただきました資料1の3ページにございます「長野県環境審議会地球温暖化対策検討会運営要領」第4の1の規定により、委員の互選によることとなっております。

いかがいたしましょうか。

上條委員

よろしいでしょうか。上條ですが、僭越でありまして、誠に申し訳ありませんが、委員長の人事ということで、私の方からすみませんが失礼をいたします。環境審議会の委員をされていらっしゃるから、これから議論する地球の温暖化問題については深く研究されている高木直樹先生が適任ではないかという風に思いまして、皆様方にお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

司 会	ただいま、上條委員から高木委員の推薦がございましたけれども、皆様いかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
司 会	<p>特にご意見がないようですので、高木委員を委員長として選任させていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、高木委員さんに委員長に委員長席の方へお移りいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、高木委員長さん、ごあいさつをお願いいたします。</p>
高木委員長	(あいさつ)
司 会	<p>ありがとうございました。それではさっそく審議をお願いします。</p> <p>「長野県環境審議会地球温暖化対策検討会運営要領」第5の1の規定により、委員長が議長を務めることになっていますので、高木委員長さんに議事の進行をお願いします。</p>
高木委員長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入ります。</p> <p>最初に、会議事項(1)の「長野県の地球温暖化対策の現状について」事務局からご説明をお願いします。</p>
木曾課長	(資料2、3により説明)
高木委員長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がございましたら・・・いいでしょうか。一気にご説明いただいたので、もし、この後にご意見いただくところがありますので、その中で・・・
上條委員	<p>よろしいでしょうか。上條ですが、突然、意見を言ひます。</p> <p>例えば、意見応募状況というこの中の2番目の意見の方で、例えば具体的な提言をされているわけですよね。自動販売機は全てなくすとか、ガソリンに税金をかける、あるいはコンビニを10時までとする。こういう、私も本当に環境対策、温暖化対策ということからすると、本当に真剣にこういうことを考えないといけないなというふうに個人的には思ひます。でも、営業活動の自由というのがありまして、自動販売機の高木委員長の自由があるじゃないかと、その営業活動の自由があるじゃないかと、こういうようなことをやはり憲法上の権利としておっしゃるかもしれません。</p> <p>こういう場合に、本当にいろいろな業界との軋轢を生ずる可能性があります。その場合に、私たちはそういう業界の意見を置いておいても、やっぱりこの条例で長野県独自のモデルを出すと。やっぱり温暖化を</p>

我々長野県民として阻止しなきゃいけないんだと、こういうことできちんと提言していく、説得しながら提言していくということになるのか。それとも、こういうところは各業界との意見調整だけにして、理解が得られなければ先の議論だよというふうに、課題を先に持って行くのか、その辺のこの委員会の心構えとして、どこまで踏み込んでいいのかということについて、今、今日ここで決められる話ではないかもしれませんが、各業界との、自動車業界とか、さっきも出ましたいろいろな業界が総論賛成、各論反対というふうにおっしゃる可能性がある、そこにどこまで踏み込むのかということについて、もし何らかのご意見があったらお聞きしたいなというふうに思いまして、ちょっと失礼ながら言いました。

高木委員長            どうでしょうか。事務局側としてのお考えと、それから各委員側のお考えと・・・

上條委員               いや、そんなにきっちりと考えているというか、私も・・・

高木委員長            両方を、いきなりあれなんですけど、事務局としては、ではどういうふうに考えますか。

上條委員               どの辺のところを落とすところとするという・・・

木曾課長               事務局としては、先ほどちょっと、計画書の中身をちょっと説明すればよかったんですが、39ページのところで、県民計画の39ページのところで、お手元に資料として申し上げました39ページのところですね。「3 計画実現のための手法」ということで、ステップ1からステップ5まで掲げられてきております。こういう中で全体に流れておりますのは、特に「ステップ5 規制による手法」のところで、今言われたような中身がまさに言われておりまして、「特に必要な事項をじっくり見極めた上で、最低限必要な項目について、制度や条例などで現状の改善を促します」というようなことをございます。

「3 計画実現のための手法」の一番冒頭のところにも、最初から言えばよかったんですけども、計画のところの考え方が書いております。「温暖化防止計画を実現するためには、法的な誘導も必要だと考えられます。しかし規制などを行う前には、様々な立場の多くの県民を巻き込み、自発的な削減を促すことが重要だと考えます。ここでは、その手法について解説し、考えられる具体的な例を示します」ということで。このステップ1、2、3、4までは、それぞれに今、私どもが事務局としてソフトの活動、ハードの活動を含めて進めてきた部分でございまして。私どもの考え方をどこで聞かれて答えていいのか、ちょっと非常に難しいところございまして。それを当検討委員会にいろいろな要素も含めてお願いしたいということございまして、私からちょっと申し上げてしまうと、ちょっと方向がおかしくなるかなと思いますので、すみません、よくご検討をお願いしたいと思います。

高木委員長            今、上條委員から出てきた意見、お話というのは、まさにこの我々が、

多分今日ある程度フリーにディスカッションをして、方向性としてみんながどういうふうを考えているんだということを話さなきゃならない、もっとも重要なことのひとつなんではないかなという気がしております。

今でもいいんですが、あとでまた今の話について、皆さんがどこまで踏み込む覚悟があるかという何ですが、お考えなのかということについてお聞きをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今はいいですね、上條先生。

上條委員

今のところは結構でございます。わかりました。

高木委員長

ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

黒沼委員

私、もう一つ心配な点があるんですが、それは県議会でございます。せっかく非常に、せっかくというとおかしいですが、私ども覚悟を持って本当にやりたいと思っておりますが。これは廃棄物処理条例よりももっと難しく、多岐にわたる総合的な条例づくりになると思います。

京都市の策定された条例の中に特例業種がもりこんであります。長野モデルの24時間営業などを盛り込んでいけそうだと思うんですが。

いよいよとなって、それで県議会に通らなかったということになりますと、やはりこの労苦というか、それが本当に残念なものになってしまうと思うので、今、本当にそれが心配しております。

そこら辺のところをどうのようにクリアできるか、そういう見通しというか、そこら辺はどうお考えになっているか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

高木委員長

難しい質問ですが。

木曾課長

いろいろな意味で、議会と条例が何本もうまくいっていない部分はあります。そうした中で、私どもが今考えているのは、やはり議会の理解も得、住民の理解も得、事業者の理解も得る中で、合意形成ができた中で、やはり通ってほしい条例であってほしいというふうなところは基本でございます。

ですから、罰則というような方向とか、そういうものではなくて、やはりちゃんとやっているところが評価される条例であったり、公表するという意味で、そんな格好のものとか、協定の中で、例えばそういう両者納得の上での営業形態を保っていくとか、そういうようないろいろな手法を用いる中で、ぜひ最終的には条例として通ってほしいというのが、私どもの希望でございます。

高木委員長

いかがですか、今の、よろしいですか、とりあえず。

黒沼委員

もっと具体的な手法というか、そういうものもちょっとそのうちに教えていただければ。それから議論というか、皆さんでそこら辺のところを踏まえて、活発な議論が展開できることを祈っております。

高木委員長

多分、この中でどういう話が行われているかというのが世の中に出て

行くことによって、議論がもっと広く起きてきて、我々だけこの中で話していることが特別に異常なことを話しているのではなくて、そういうことが必要な時代になっちゃっているのかという認識をしていただけるか、していただけないかというあたりが、世論を、要するに社会にどういうふうに認めていただけるのか、いただけないのかということに決まってくるのかもしれないし、それが最終的には議会を通るか通らないかということにもつながってくるのかもしれない。

ですから、多分ここで、何でもかんでも無難に通せばいいわけでもないし、何でもかんでも激しくやればいいものでもないし、その辺の議論を、この中でやっぱり皆さんと一生懸命やっていくことが、その次のステップにつながっていくのかなという、何かどんなものでもこういう手法を用いれば必ず議会を通るとか、そういうことはあり得ないので。やはり非常に地道ですが、多分そんなようなことが我々委員に求められているのかなという気はいたしますが。

今のご意見はそれでいいということなので、ほかには何かございますか。

宮本委員

今、県側のお話も聞いたりしますと、私も素人で申しわけないんですが、県民計画と条例とは違うと思うんですけども。条例は規則だと思っただけなんですけど、何となくあいまいなものになってしまいそうな気がするんですね、これもいけない、あれもいけないとなると。だからそこが一番気をつけなければいけないところかなと、自分に今、言い聞かせているんですが。県民計画と同じようなものができてしまうような気がします。

高木委員長

県民計画と同じ、私が答えることではないのですが、県民計画と同じものをつくるのなら意味がないという気もいたしますので、いかに実効性を持たせるのかというのが、皆さんと議論を、一番難しいところなんじゃないでしょうか。

宮本委員

なんですけども・・・

高木委員長

そうおっしゃらないで。

諏訪委員

この委員会の目的というのをちょっとはつきり理解しておきたいなと思っております。まずなぜ条例が必要なのか、つまり今まで基本計画というものができていて、非常に立派なものが出ていておっしゃいます、私拝見したところ。そして今おっしゃいましたとおり、基本計画と同じものをつくってしまったんでは意味がないわけですから、条例というものを新たに、その上位概念として置くのかどうか分かりませんが、条例が必要だと考えられてきたその経緯というか、そのあたり、必要性の部分がわかれば、なぜ条例が必要で、なぜ我々はここにいて話し合うことになったのかということが少し明確になるのではないかなという気がしますので、もし事務局の方なり、委員長先生でもかまいませんし、ご説明いただきたいと思っております。

それからもう一つ、いろいろ条例を考える上で、気にすべきことというのは事務局の方からご説明がありましたけれども、同時にできること

とすべきことについても議論ができたらなというふうに思っています。必要性と申しましたけれども、必要から生まれた条例で何をすべきなのか。そして、何ができるのかということ特定して行って、そしてそれと基本計画の関連などを特定することによって、さらに条例に意味を持たせることができるのではないかなという印象を持っております。

木曾課長

最初の問題ですけれども、今現在、私どもが県民計画を進める中で、いろいろ問題点みたいなものがありまして、その辺のところを申し上げれば、それがつくるべきあれのところかなというようなことでございます。

二酸化炭素の排出量につきましては、推計値として計算しているわけですけれども、相変わらず、先ほど申し上げましたように、排出量が減っておらないというのが一番のところでございます。それを二酸化炭素排出量について、何とか減らしていくための条例の中身かなというふうなことでございます。

もう1点は、今現在の統計データが2001年ということで、4年前ということで、二酸化炭素の排出量の推計が非常に出るのが遅いということございまして。いったい何を見て、やることをやって検証しているのかというところが見えてこないというのが現状でございます。

そういう中で、ある程度一定の、例えば化石燃料の使用量とか、電力使用量というのを一つの係数にして、今現在どうなのか、ピークを過ぎたのか過ぎないのか、まだ上がっているところがあるところが現実にわかってくると、非常に私どもは行動がしやすいというか、施策を立てたいというようなことでございます。

それから、化石燃料の全体を、要するにトップダウン、ボトムダウンですか、それで全部の二酸化炭素排出ガス量を推計していますから、例えば何々事業所さんのどこどこについてはどのぐらいの量が出て、これがどうやれば減らせるかというボトムアップのシステムがないので非常に対策が立てにくい。どこに何をやってもらって、いつまでどこに何をやってもらったらいいかというのがあまり明確になってこないというのが、やっている中で非常に苦しい部分でございます。

その点、環境審議会の席においても指摘を受けたわけございまして、今のところやっているのは、地球温暖化についての正確な知識と県民計画の普及というようなことで、むしろどちらかというところ、ムードづくりというか、そういう部分でやっているのが地球環境課であり、またそれに付随した関係各課の方ではハード事業をやってきている。ただ民を、具体的にどこの事業所を、どこの業界をこういうふうにか動かすということが非常に見えていないところが、問題点かなというふうに思います。

上條委員

ちょっといいですか、この県民計画というのは立法形式ではどういう性格のものになっていますか、これ。

木曾課長

温暖化防止の法律がございまして、その中の・・・

上條委員

いえ、だから県の中で要綱とか、どういう性格のものですか。

木曾課長 法律の中で定め、つくりなさいよということを言われる中でつくったという部分ですね。

上條委員 要綱みたいなものですよ。

木曾課長 要綱・・・

上條委員 県の要綱・・・

木曾課長 要綱まで、少なくともありませんね。こういう格好で据えましょうよという一つの・・・

上條委員 だから、すみません、この県民計画というのは効果が全くない、違反しても全くペナルティはないと。だから各自守ってください、守らなくてもペナルティはないですよという、そういうたぐいのものなんです。だから立派な内容を持っていたとしても、県民にこれを守ってくださいという法的な効果を持って強制することができないという性格です。非常に温かい立場だけれども、いざとなったときにはやっぱり破られてもしょうがないという、こういう立法形式なんですね。

条例というのは、県民の権利を制限し、不利益を課することができるということで、かつそれを強制することができる。地方自治法で罰則を設けることもできるんですけども、一定の懲役または一定以下の罰金を設けることもできるんですが、そこまで設けたら本当に強制になります。それが果たして罰則で、刑事罰で強制するのがサンクション (sanction 制裁・処罰) としていいのかどうかという問題があって、それは慎重に考えるべきだというふうに私も考えていますけれども、それ以外でも、例えば条例でつくられた規制に違反した場合に、行政罰を課すると、何らかのペナルティを課せるといようなことは条例にしたら可能だと思うんですね。でも、これだと不可能なんですね。だからそういう点で、条例とこういう県民計画とは全くレベルの違う話で、全然違うたぐいのものなんですね。条例で、だから要するに議会制定法で、そういう議会でそういうつくったもので、県民にそういう制限をするということまでやるかどうかと。その制限の仕方も、刑事罰まで課して本当に非常に重いものまでつくるか、それから、あるいは行政罰にするのか、それからもっと軽いものにするのかと、いろいろなレベルがあり得ると思うんですが。そういうふうに条例制定を目指しているということは、やっぱりそういうきちんと県民に守ってもらわなきゃいけないし、やっぱり県としてもそういうきちんとした姿勢を示すのだと、こういう位置づけがあるのではないかと私は思っているんですが。

多分今はこういう要綱レベルの話では済まなくて、やっぱり条例というきちんとした、議会で議会制定法という、国で言ったら法律ですけども、それと同じレベルのものを県の中につくって、やはり長野県民としては、温暖化の問題については一生懸命考えているんだということを内外にきちんと決めていくということが、今の段階で必要になっているのではないのかと思うんで、私は条例までつくるといことについては

基本的には賛成だと、こういう意見であります。ちょっと余計な話ですみませんでした。

高木委員長

今のように説明していただくと、ある程度わかるというか、わかりやすい説明でありがとうございます。よろしいですか。

諏訪委員

今、非常に分かりやすい説明で、私なりのセオリーを、整理させていただきたいと思うんですけども。同時に事務局の方から、CO<sub>2</sub>並びにメタンガスCH<sub>4</sub>が上がっているということですので、これに対する実効性が確保されていないことが問題点として認識されているというお話でしたので。県民計画自体をガイダンス的なものとして、もちろんそういう位置づけなんですけれども、それに基づいた何らかの実効性と条例というものをリンクさせるような考え方が、もしかしたら必要になっているのかなというような印象を持っております。

木曾課長

すみません、先ほどできることとすべきことという点で、今、上條委員の方から話がありましたけれども。そういう部分については、この場で意見をどんどん出していただいた中を、私どもが事務レベルで整理させていただいて、またここで検討していただくというような格好をとりますので。当面は、委員の皆様方の自由な意見をどんどん出していただく中で進めていきたいというふうに思っております。

県民計画の中で、先ほど申し上げました計画実現のための手法ということで掲げてありますとおり、県民計画というのは非常に広い、漠とした計画を持っておりまして、その中でこの部分はやっぱり条例でやった方がいいなと、それも一つの施策ですね。県民計画のほかにも住民支援とか、事業者支援とか、いろいろな部分があると思いますけれども、そういう大きいテーブルの上というふうに考えてもらえばいいと思います、この計画というのは。

それで、先ほども言われたとおり、それに対して罰則とか、そういうものはないと、みんなで進めていこうという意味でつくったのが、この県民計画の中身です。

川妻委員

川妻と申します。この実効性という問題も絡んで考えると、先行きが果たして十分見えるかどうかといういろいろな問題もあり、考えをおよぼすと前に出ないというところもあります。

私が考えているのは、一つは歴史に学ぶという点で考えますと、60年代から70年代にかけて、我が国で日本の公害対策はほぼ整備をされまして、画期的な前進を遂げたわけです。それで、硫酸化物とか、窒素酸化物の、工場からなどからの排出制限が相当厳しくなりました。これの先駆けをしたのは、やはり自治体の方が先駆けて厳しい条例をつくって、それが世論の支持を得て国の政策につながっていったんです。その自治体があったのを支持し、応援したのは住民運動です。公害に被害があった人や、それを支援するいろいろな関係者が大きな力になって、60年代から70年代に大きな渦になって、公害対策を前進させてきたわけですね。住民運動が起こり、自治体がそれを受けとめて、その中には、お隣にいらっしゃる弁護士の方とか、あるいは学者、研究者の人や、



いろいろな方々がやって、公害日本の現実を暴き出しながら公害対策を前進させてきたわけですね。

そういう点からすると、やはりまず国がやるべきだというよりも、自治体先陣を切ってやるという意味は、これまでもほかの部門でもありましたけれども、やっぱり非常に大事なこと、教訓なんじゃないかというふうには思います。ですから相当な困難というか不透明さがあっても、さっきお話が諏訪さんからあったように、できることやすべきことについて、やはり我々が明らかにしていくということは必要なんじゃないかなというふうに思います。

ただ公害対策の場合には、比較的それぞれ地域性があって、この部分での大気汚染、この部分の水質汚染とか、さまざまそういう地域の水俣病をはじめとする被害があって、そこから教訓がだんだん出されてきたわけですから。

この地球温暖化という問題は、そういう地域性というよりも、グローバルな地球規模の問題ですので、問題をそういうところから考えると、国レベルでの法律で京都議定書に沿って、我が国でも法律で規制をきちんとしていくという、そういうことが一つ考えられるし、またそれが実現されれば、この温暖化対策は一步でも二歩でも前進するのではないかなと思うんですけれども。今のところそういうふうになっていなくて、このいただいた説明資料にもありますとおり、温暖化対策推進法という法律になっていて、これを進めるためのいろいろな手立てが入った法律です。ですから、踏み込んでいなくて、実施を市町村にも、あるいは事業者にも要請するという段階ですね。

しかしこのままでいくと、やはり一向に温暖化対策は実行できないというのが現実なので、国の方もようやく腰を上げてきたわけですが、それをさらに先駆けてやるというのは、やはり市町村、あるいは県レベルでそういう動きを具体的にしていかなきゃいけない、そういうことについても共通認識をつくれるかどうかというところではないかと思えます。

県民計画はなかなか大変よくできていまして、私も読ませていただいて、随分ご苦労なさったんじゃないかと思えますけれども。37ページのところに、「第3章 温暖化防止 先進県への飛躍」に、「脱温暖化社会へのプロセス」がありまして。この中にも温暖化防止条例（仮称）が一番最後の方に、矢印の終わりの方に入っているんですね。県民計画は上の方であって、この図ですけども。この37ページのところの真ん中より上の方に「危機意識の共通認識」という、ここがあるわけですが、ここがどれほど深いものになるかというところに非常にかかっているんじゃないかと思うんですね。具体的な規制ができるか、あるいは県民運動がもっと前進するかどうか。そこが一つの鍵のような気がします。

これを国の方でできた京都議定書目標達成計画の骨子のところには、基本的考え方で、環境と経済の両立と書いてあるわけですね。これはかつての調和、環境と経済を調和させなきゃいけないんだという考え方とやや似ているところがありまして。私も学生に言っているんですけども、こういう調和とか両立というよりも、私たちが暮らしているこの地球環境そのものが壊れてしまえば、経済も産業も経済成長もないわけで、

その点では両方を同レベルに置くというよりも、今我々の土台となっている地球環境というそのものを、どうやって後世につけを回さないで悪化を防ぐかというところが、まず非常に大事な点ですね。その認識をきちっとどれだけするか。

そのときに、県民計画は非常によくできているし、今度のビジュアルなパンフレットもできておまして、いろいろ説明がされてあります。やっぱりもっと私たちがいろいろなところで、情報や知識だけではなくて体で感じる、あるいは五感で感じる温暖化問題、地球のいろいろな異常とか、生物の異常とかという、そういう点をもっと重視していかないと、温暖化の情報をよく知っている人と知らない人の違いだけではなくて、本気になってやる人と、やるどころとやらないところの差が出てくるんじゃないかという気がするんですね。そういう点では、もっと私たちは頭の中の情報や知識のインプットだけではなくて、五感を発揮させて、この今の地球環境がどうなっているかということキャッチして、そこから問題を投げかけていくということに、もう少し積極的にならなきゃいけないんじゃないかというふうな気がします。

実効性の問題という、ここに絡まる問題というのは、そういうふうに国との関係や何かがありますけれども。やはりこの段階としては、県民計画ができたことによって一定の土台ができて、これが簡単に実行できるものではないけれども、その中で重要な部分については条例をつくって規制するものは規制していくと、推進するものは推進していくということが、やはり筋道で正しいやり方じゃないかと思えます。それがいかにできるかどうかというのは、これは県の行政だけではなくて、県民や県議会や、さまざまなところの共通認識ができるかどうかということにかかっているんじゃないかと思うんです。ちょっと長くなってすみませんでした。

岡本委員

こういった議論を今続けても、もう一度・・・

高木委員長

本当はさっきの事務局からの説明に対しての質疑をやっているつもりなんです。もう実質的にはその次のステップ、今日の会議事項の(2)の「温暖化対策についての意見交換」のところに入っているんですね。一応整理だけしたいので、(1)のというか、先ほどの事務局からの説明についてのご質問等がもしあれば最後に受けて、もう実質的に入っている(2)の方の意見交換に移りたいんですが。

私の方から一つよろしいでしょうか。今、我々が検討すべきその条例というのは、年台というか、どのぐらいの時期までを意識したものをつくればいいのか。つまり京都の議定書の2010年、あるいは2012年までをイメージしたものをつくればいいのか。それとも2030年、2050年、県民計画に載っている最終目標の方まで意識したものにすのかというのは、問題が随分変わってくるような気がするんですが、そこはどうなんでしょうか。

木曾課長

一応県民計画の最初の・・・中身というか、その部分にもよってこようかと思えますけれども。姿勢とか何とかという、大きな部分で見るとは最終の2050年のところへ向けていくんでしょうけれども。具体

的な、今後具体的なもので、早く対策をとっていかなければいけない中身という話になると、一応県民計画2010年のところを目安にしていますので、それに間に合うかどうかはともかくとして、そこを具体的な部分はそこを目指していくということで。

高木委員長

とすれば、ある程度我々が、さっきすべきことの話がありましたけれども、ある程度絞ることができますよね。条例は一度つくったら変えるものではないから、30年、40年先を見越したものをつくれと言われたら、相当我々は、何と言いますか、具体策に踏み込めなくなる部分は可能性があるわけですが。そこはあまり気にしなくて、とりあえず2010年ぐらいまでのというならば、県民計画をそのまま生かしていてもある程度は通用すると。

木曾課長

先ほどご説明しましたが、条例の本当の枠組みを決めるところは、条例のところに置きますけれども、それ以外の具体的な規則とか、またはその下に必要であれば要綱をつくっていくとか、そういう部分については、ここで出された意見を私どもがそれなりのところへ分類しまして、実質的に進んでいくような格好での枠組みをつくっていきたいというふうに思います。

というのは、条例ですと非常に、1回できちゃうとなかなか動かさない部分があるので、そこは本当の枠組み部分にしておいて、規則とか、要綱とか、そちらの方で自由に時代に合わせて動ける形にしておいた方が、より身軽というか、時代に合った選択ができるんじゃないかというふうに考えますけれども。

高木委員長

今、我々はその条例をつくるということが目的で今日は集まっているわけですが、今年度中、今年中に一応つくっていくということで、そのときに、今おっしゃった規則とかも一緒にできてくるんですか。それとも、それはまた条例ができたあと、ではそろそろ今度は規則を検討しましょうみたいな話になってくるんですか。

木曾課長

一番いいのは、並行して全部でき上がるのが実施に向けてはいいんですけども。通常ですと、ここで議論された規則レベルの話を、全部ある程度整理した中でここへ盛り込みましょうということを決めて、だいたい中身にもよりますけれども、今日明日からやりなさいと言って、条例をぼんと施行してもできない部分がかかり出てくるとなると、やはり猶予期間を持って実施に移していくと。その実施に移すときに規則まで決まっていないと、その時点で規則が決まっていないと動けないというような、段階的な施行になると思います。

高木委員長

この委員会としては、条例のことを話し合う委員会だけど、例えばこの部分に関しては、規則のところきちんと書き込んでいきましょうというような、方向づけはしてもいいということですね。はい、わかりました。

私が一番聞きたかったのはそこだったんですが。あとは何か、この事務局の説明に関しては、何かございますか。

牧内委員

牧内でございます。県民計画、かなり体系的にまとめられていると思うんですけども。それと、先ほどの排出量の状況、これがなかなか頭の中でまとまらないと言いますか、うまく結びつかないんですね。ですから条例の検討の前提として、もう少し県民計画、立派な県民計画があるので、それが今どういう状況なのか、先ほどの排出量の、全部という話ではありませんけれども、大枠でこんなふうに見えますよというふうなものを少し総括をして、次回提示していただけると、今後の議論に大いに役立つのかなというふうに思います。

今までの議論を聞いていると、別々のものというような感じで、なかなか条例が何をこれから求めていこうとするのか、それこそ先ほどのお話の、すべきこととできたらいいことと、いろいろな思いがあるんだと思うんですけども、そういうのがなかなかうまくくっつかないのかなという感じがしております。特に重要なのは、私どもは市町村の中で仕事をさせていただく中で、市民の皆さんにやっぱり具体的にわかりやすく、CO<sub>2</sub>そのものが目に見えないものですから、なかなか実際の、私どもの仕事を通ずる中でも特に感じますのは、やっぱりわかりやすく、そのことを大枠でわかりやすく総括をしていただけるとありがたいなというふうに思います。

木曾課長

先ほどもちょっと申し上げたんですが、このCO<sub>2</sub>の排出量の算定が、化石燃料の使用量とか、電力の使用量ということで、一つの統計水準を元にして、ボトムダウンしているみたいな格好で、その中をまた製造業に分けて、運輸に分けてというような、こういう割り振りをやっているものですから。ではもっと具体的にうちの工場は何をしたらいいのかという話になったときに、なかなか見えづらい部分が出てきちゃうということですね。

今後進めていく中では、飯田市さんのように、地域計画をつくっているのは飯田市さんだけなんですけれども、ほかの市町村でも、自分の市町村の中でどのような排出実態があって、どういう対応がされていて、今後どういう対応をしていくんだというのを、どちらかという、ボトムアップの格好で出さないと、だれがいつどこで何をやっていけばいいのかという問題は、ずっとわからないままで行ってしまうというような格好になるかと思えます。

そういう中では、議定書の目標達成計画の中では、市町村の、地方自治体の役割とか、特に地方自治体に期待される事項とかということで、63ページとかその辺に一定のものが書かれているんですが、これもまた漠としております。よく、では何をどこの機関がどうやっていけばいいのかというのがまだわかりません。ゆくゆくはやはり温暖化防止の法律に定められた中で、市町村さんにやはり地域計画をしっかり固めていただいて、うちの方と共同する中で、それを実際の場所に当てはめていくということが必要かなというふうに、実施計画のような格好でのものが必要かなというふうに思われます。

諏訪委員

今のお話にも絡んで質問が若干あります。第1点は、県民計画の進捗状況は、資料2の3ページから説明いただいているんですけども。こ

こちらにしまして、施策名ですとかということは書いてあるんですが、こういった報告というものを、報告はしなければならないというふうに決まっているのか。それから若干施策名ですとか、担当課が特定されていない部分があるんですけども、これに関しては本当に決まっていなのか、実際はいろいろ動いているんですけども、ちょっと事情があって書けなかったのか、そのあたりを伺いたと思います。というのは、計画、実際いろいろと計画が動いていますから、こちらの状況をまず把握しておくことと、それから実効性の問題の関係について把握しておきたいというための質問です。

第2問目の質問は、いろいろと県庁内に、特定の地球環境課ですとか、土地改良課というものがございますけれども、企業の担当と言いますか、経済産業省の絡みと言いますか、そのあたりで地域の企業と非常に強いつながりを持っている担当部署というのはどちらになるのか、ちょっと教えていただきたいという点。

それから、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の関係で、新エネルギープランというものを策定している自治体さんもあるようなんですけれども。長野県の方では、こちらの方にどれぐらいタッチされているのか、その状況をちょっと伺いたと思います。これは現在の長野県の状況を把握して、先ほども申し上げておりますけれども、実効性との関連を私なりに理解したいための質問です。

木曾課長

まず最初に、この実績について報告が義務づけられているかということですが。これについては、先ほど県が行っている事業について関係各課に照会しまして、それを集めた結果がこういう中身にすると、主に県事業としてやられている中身でございまして。その中で未定のものとか、そういうものについては予算措置が先になってしまってまだわからないとか、そういうような部分で不明のところがございます。県の中の組織の一貫として情報を集めたものだけということですが。

それから、企業の担当部局としてどこが一番絡んでいるかということ、一応地球環境課で、エネルギー対策は全部うちでやるということで、昨年から一本化されていますので、新エネ、省エネについての総合的な窓口というものはうちでございまして。それぞれの事業として、例えば学校を建てるのと、この施設についてどうのこうのという部分になると、施設課にお願いしたり、ガードレールであったら土木にお願いしたりというような格好の扱いです。

それから新エネルギープランにつきましては、長野県も・・・新エネルギープランにつきましては、その当時企画局というところがあったんですが、そこでエネルギー部門を持っているときに策定はしてあります。県下の状況がかなり細かくまとめてあるものがございまして、それに基づいてというか、それも具体的な数字ではなくて、こういうミニ水力発電がありますとか、太陽光発電がありますとか、県下の保存量はどのくらいありますというようなことでのあれですね。

それから、新エネルギービジョンの策定状況ですけれども、市町村ですが、36市町村がつくっております。そちらでNEDOの有利な支援とか、NEDOの支援とか、その辺を受けながらやりつつあるということで、17年度でも11の市町村が策定を予定しております。ですか

ら、その辺とのリンクも当然出てくるかと思えます。新しい省エネ法の枠組みも、ある程度聞いたところによりますと、大規模事業所に対して一定の何かをかけるというようなことを聞いておりますので、それは国の動きも見つつやっていかなきゃいけない部分が非常に大きいと思っております。

高木委員長 諏訪さん、多分長野にどのぐらいの数の市町村があるのかというのはご存知ないんじゃないかと思えますが。全部でいくつ今・・・

木曾課長 今は102ですね。

高木委員長 102で、その今36の市町村が既にできていて、17年度は11というのは、これは当然、村というよりは市町の方が多いんですよ、きっと。

木曾課長 市の方が多いですね。市町の方が多いですね。

高木委員長 市に関してはほぼ、全部でないにしてもほぼできたというふうな感じでしょうか、そうでもないですか。

木曾課長 これあれですか、もしよろしければ、正確な数字で統計資料として、もしご要望の資料であれば、次回のときにでも揃えて、その辺の新エネの関係とか、省エネの関係について、まとめて資料として提出した方がよろしいでしょうか。

諏訪委員 資料として、ただお仕事が増えますので、目的はどれぐらい、例えばそういった既存のプランと、それから条例というものをリンクさせるかということ、我々として把握して話し合っていこうということのメッセージですので。もし余力がありましたらというぐらいで結構でございます。

今の目的の話にちょっと絡めて。ご説明は大変ありがとうございました。一つちょっと各論的なところへ私が踏み込んでしまいましたので、総論に話を戻しますと、今のような個別具体的な情報を元に考えるに当たって、お話にもありましたけれども、国と地域の関係ということについても言及されていましてけれども。地域レベルで、例えば経済産業省だとか、国土交通省がこう言っているからという部分をどれぐらい越えていけるのかということについても、委員として、我々、私も考えていたらなというふうに、方向性を考えていきたいなと思っております。

それから、いろいろな環境計画の重要な部分についてと、部分と全体のことについてもちょっと考えをめぐらせたいんですけども。事務局さんのお話の中からは部分について、この部分が重点的だから条例で決めていくという必要もあるというようなお考えもおありかとは思いますが。いろいろな環境計画の方で、全体の流れがかなりでき上がってきていますので、これをどうやって全体として回していくかという、回すということ自体を見渡した、そういう全体部分とプラス全体というような視点も、もしかしたら条例には必要なのかなというような印象を

持ちました。

高木委員長

議論としては、今、諏訪委員さんがおっしゃっていらっしゃるような全体についての意見交換ということでもいいので、どんどん言っていただければと思います。

岡本委員

岡本と言います。一番最初の長野県地球温暖化防止活動推進センターがつくった研究会の第一次提言書のときに、市民公募として手を挙げて参加して以来、この県民計画づくりとかかわって条例のところまで、ある意味、素人ながらずっと見てきた立場から話をさせていただきたいと思います。

なぜ手を挙げたのかということの一番の動機は危機感です。このままでは大変なことになるということで、温暖化防止に関して何か長野県から発信していかなければならないと。そのときに、長野モデルをつくるときに一番仲間で議論をし、それが結果的に反映されてきたわけですが、記憶の中で73年に石油ショックというのがある、石油が高騰した時期に国が、多分あれ法律をつくったんだと思うんですけれども、深夜放送の自粛だとか、日曜日のガソリンスタンドの営業制限とか、それから、銀座のネオンが消えたとかというふうなことが、それこそ新聞紙面のトップを飾ったりしながら、そういう意味では非常に短期間に国民に浸透したと。

それから、先ほど専門家の上條先生からお話があったように、今回条例ということで、そういった規制に踏み込むという話なんですけれども。あのときはその規制がいわば社会にスムーズに受け入れられて、抵抗なく、これはこういう時代だから、当然こういうことをすべきだというふうな受けとめ方をされたのではないのかなというふうに認識しているんですね。ところが国の方に、当の国の方にそういったものをつくった魂があまりなかったのか、石油価格が下落するにつれて、まるっきりそうした方向と違った方へ歩き始めてきたというのが、この国のその後の歴史というふうに思っています。

それで前置きが長くなったんですけれども、長野モデルをつくるときに私たちが一番思ったのは、石油の価格が高くなったぐらいであれだけのことができたのに、なぜ石油の使用、主に使用にまつわる地球規模の環境破壊に対して、あの程度のことすらできないのかという思いから出発をして、やはり規制をすべきだというふうに考えてまいりました。ですから、長野モデルができたときから条例化ということはつねづね言ってきましたし、それが、ある意味反映された形で県民計画が出てきたときも、ぜひ1日も早く条例化をとというふうな話をしてくれて、それがこれだけ時間がたってしまったと。その結果、皆さんの共通認識であるかと思えますけれども、いろいろ文書はできたけれども、CO<sub>2</sub>は減っていないというふうな感が現在の状況だというふうに思っています。目的はCO<sub>2</sub>を減らすことなので、立派な計画をつくるのが目的ではないし、あるいは立派な条例をつくるのが目的でもないわけですから、効果的な条例をつくるということ、これからみんなでやっていくことに集中していければなというふうに思うんですね。

それで、一つ事務局の方にもお願いなんです。県民計画をつくると

きに、ここにも何人かそのときに、高木委員長もそうなんですけれども、最初の長野モデルというものがかなり反映された県民計画ができたのかなというふうに思っています。ただ、小人数でつくった研究会の提言書に対して、今度は県が県民計画をつくるということになると、やはりそれはそれなりに落ち度のないように、全体を網羅したようなものになっている。だから、網羅した分だけエッセンスが拡散しているというふうな意味合いもあって、ぜひ委員の皆さんには、一番最初の長野モデルを一度見ていただきたいなというふうに思います。

今回条例という場合にも、またそう分厚いものをつくるというわけではないわけですから、この県民計画をどれだけ今度タイトに、あるいは絞り込んでいくかという中で、一つ役に立ちほしくないかなというふうに考えています。あとのちのちいろいろな意見を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、そんなところからスタートした、そしてこれだけ時間がたってようやく条例というところまで来たんだなというふうな思いがあります。

高木委員長

ありがとうございます。

委員

時間がたったんで休憩をしていただいて。

高木委員長

どうでしょうか。では一応全体の会議としては、最長4時までということですね。ですから、では何分ですか、45分まで10分間ぐらい休憩をしてということにしましょうか。

(休憩後)

高木委員長

それでは、休憩時間が終わりましたので、再開したいと思っております。今、説明を受けたんですが、一次提言書に関してコピーができたということで、早速お配りいただくこととなります。今、配っていただいて、みなさん、目を通してください。ありがとうございます。とりあえずこれについて議論はしなくてもいいですね、見ておいてくださいでいいですね。

岡本委員

一言だけいいでしょうか。せっかくくださったんですから。これ細かい字ですけども、実はこの最初のページの「2010年の長野県」という文章がありまして、これは皆さんと議論の中で、結局、温暖化防止ということが非常にわかりにくい、つかみにくい、それから広報がしづらいという中で、結果的に脱温暖化型社会を目指すんだと。信州における脱温暖化社会というのはこういうイメージなんだと。こういう長野県をつくれれば、結果的にCO<sub>2</sub>が減るんだということの方がわかりやすいではないだろうか。そうでないと、これを石油を何々するとCO<sub>2</sub>がどれだけ減って、何がかにやというふうになると、どこかで一生懸命努力して減らしたつもりのものが、結果的に増えちゃっているというふうなこともあったりして、そういうのをいちいちプラスマイナスというのはなかなかしにくいので、全体の社会のイメージを大きく提言して、それに向かってみんなで進んでいくというふうなことをひとつ書い



たらどうだろうかというので、これその提言書に書かれている中身を単純に文章化したというか。本当は、さっきここにいただいたゲンコツ(減CO<sub>2</sub>)プランのこういうようなものを、こういう少しおもちゃっぽくなくてももう少し格調の高い、長野県の将来をえづらになっていけばいいんでしょうけれども。これを文章にしたようなものというふうに理解していただくといいのかなと思うんですね。

だからそこら辺が、割とみんなでイメージを共通に持って、それでどういう社会づくりをしていくのか、それにはどういう条例が必要なのかというふうなことを認識するためにとていいのかなと思って、第一次提言書の中でのちょっとご説明を補足いたしました。また時間のあるときに、ごらんいただければと。

高木委員長

ありがとうございます。それでいろいろな議論が出て、今日は基本的に最初の説明にもあったように、我々がどういような考え方でこの条例づくりに参加していくのかというふうなことも含めて、自由に意見を言っていたかということなんです。

今日の話に出てきた内容を事務局で整理していただいて、最初に説明があったように、とりあえずこんなものを条例としてつくっていったらという案が出てくる形になりますので、そういう意味では、今日フリーにディスカッションしているようですが、ここに出てきたことというのは、非常にある意味では重要な話です。遠慮なさないで、言いたい思い、今もちょっとお茶を飲んでいるとぼんぼんぼんぼん出てくるので、それはオフレコのところで言ってもしょうがないので、オンレコのところで言っていたかかないとしょうがないので、ぜひどんどん発言をしてください。ただし時間があと1時間ちょっとになっていますので、ある程度要領をよくお話いただければと思います。ではどうぞ。

黒沼委員

では失礼いたします。私、先ほど諏訪委員が触れられていた市町村が、NEDOの助成を受けて新エネルギービジョンを策定しておられますが、しかし、実効性がなく、プランで終わっているというところに問題を感じています。県の条例で市町村が実行できやすく網をかけていくと言う趣旨の条例であったらどうでしょうか。

また、先ほど課長がおっしゃられた、どうやって推定ではなくて実測したCO<sub>2</sub>排出総量が把握できるか、と言う視点からの提案したい。

また、長野県の場合は、車依存社会の見直しという点が最も重要であると考えています。そのためにも、公共交通のシステムを変更、変えるというそういうところを今回の条例の中に、ぜひそこを主に入れたいと。どのように入れたらいいのかということを考えておりますと、一つ提案なんです、長野県の各事業所でマイカー通勤の、どのぐらい事業所でマイカー通勤をされていて、そこでCO<sub>2</sub>がどのぐらい排出されているのかということ、期間を決めて提出するという、そういう条例ができないかどうかということ。

それともう一つは、環境教育のプログラムの中に、いずれユーザーとして自動車のドライバーになるわけですので、車依存社会見直しのための安全教育と車のメリットとデメリットをきちんと教えるようなカリキュラムをいれ込むような条例化ができないかと考えております。

その公共交通のことをどういうふうに条例の中に入れ込めるかと言うことですが・・・もう一つ申しわけありません。この春市町村合併が進んで、なおさら広域化し、公共交通がなかなか入れられないと。というのは、民間企業に公共交通をゆだねていると、一つには値段が高い、二には利便性がない、運行時間が短い。私は今、青木村に行っていますが、1時間に1本しかバスが使えないという、上田まで行くのにたかだか30分なのに、片道660円と非常に高い。経済性ということの観点からすると、なかなかそこに公共交通が運行できないのですが、何とかシステムを変えるということができないか。そこを何とか市町村が運営権のところまで入り込むことができないのかということ、つねづね考えております。それを条例の中へ盛り込むことができないのかということを考えております。以上です。

高木委員長

公共交通をどういうふうにするかということ、条例の中でぜひ検討していきたいというご意見ですので、具体的なことについて、今ここではそうは出てこないと思いますので、ぜひご検討ください。もしかしたら経営者協会の方で、このことについては何かございましたら。

梶田委員代理

マイカー通勤については、多少何というんですか、節減という形での呼びかけを、うち単独ということではなくて、今、県の環境保全協会が力を入れたりするものもありますから、そういうのと協力しながら企業さんに呼びかけるというようなことはしてはいますけれども。

特段、今の黒沼委員から出たような、もうちょっと踏み込んだことという点については、なかなかそこまではいっていませんので。ただ特に、今の現状としては、マイカー通勤の節減について努力しようというレベルの呼びかけということかというふうに思いますけれども。

高木委員長

今の公共交通をというようなお話がありましたが。同じように、こういうことはぜひ条例の中で、入る入らないというのはいろいろな技術的な問題もありますのであれですが、とにかく検討をしていきたいんだという強い思いがあれば、どんどん言っていただくのが正解だと思いますが。

岡本委員

公共交通の絡みであれなんですけれども、これも当初からの懸案なんです。休みの日に自由に車に乗るというのを制限するというのは非常に難しい話で、結局、ある程度まとまった規模の企業の通勤時において相乗り通勤をするという方法は、例えば一人ずつ乗っていているのを二人にすれば、一気に50%の削減につながるわけですから、これは手法として一番わかりやすくやりやすい方法なんだろうというふうに思っずっと検討はしてきて、多分そちらの、橋爪さんの会社でも一度社内検討していただいた経緯があったと思うんです。

ところが、事故のときの労災の問題があって、なかなかうまくいかないんだというところが壁になって、ストップしていたようなんですが。たまたま昨年特区の申請というのが、小諸市に「もみじキャラバン」が来まして、私の名前で、ならば特区で認めてほしいということ、国の方に上げたところ、それは特区に申請するには及ばないと、今の段階で十

分できるはずだというふうなところで、回答が一応ストップしているというふうな感じだったんです。

それで、ただその後この間たまたま温暖化防止推進会議というのが佐久の合同庁舎であったときに、軽井沢の担当の方が、それを根拠にして、軽井沢町だと思えますけれども、町の職員は週に1度ですか、相乗り通勤をしていますというふうな話をしたので、僕は、ではあの特区のことはそういう形で理解するようになったんですかというふうにお話をしたら、軽井沢はそういうふうに行っていると言うんだけれども、どうもまだこのところがはっきり見えていないんですね。

ですから県と国と少しやりとりをして、きちっとした県としての見解を持っていただければ、このことがクリアできれば、相乗り通勤というのはかなり進められるんじゃないかというふうに思っているのです、お願いをしておきたいというふうに思います。

高木委員長

ほかにいかがでしょうか。

諏訪委員

では、公共交通というのは本当に重要なポイントだと思うんですね。長野県も、やはり車がないと本当に生活できない方というのが非常に多いと思うんですね。ただ、車がマイカーである必要があるのかというところで公共交通が浮上したり、またカーシェアリングの話になったり、いろいろなパーク・アンド・ライドといういろいろなアイデアが出てくるんだと思うんですが。こういったいろいろな案をまとめるような形で、例えば公共交通のあり方の根本的改革というようなことが計画でも謳われていて、一つの仕事として認識されるべきだと思うんですが。このあたりについて、例えば公共交通のあり方の根本的改革というものを、具体的には仕事とされる部署というのはどちらで、いつまでに何をするというようなことが決まっているのかどうか、教えていただけますでしょうか。

木曾課長

一応組織としては、企画局の交通政策課というところがございまして、そちらの方で公共交通がどうあるべきかというところをやっておりますが。今のところ庁内の検討課には入っておらず、こういう意見も出ましたので、私どもの方から、ちょっと庁内調整をやりたいというふうに思います。

諏訪委員

ありがとうございます。調整ももちろん重要で、そういった事務レベルでの協議ももちろん大切なんですけれども。私がつねづね問題点として考えておりますのは、そういった、例えばここにリストアップされているアイテムの責任の所在の明確化と、それから進捗状況のモニタリングといったことを、例えば条例などでオーバービューするような形にするような、プログラム規定というような形の発想も条例に盛り込んでいったらいいのではないかなというふうな気がしております。

高木委員長

これは、ではよろしいですね、いいですね。では、それは検討していただくということで進めたいと思います。  
ほかにどうでしょうか。

川妻委員

配っていただいた資料のうち、京都市の条例には、特定事業者排出量削減指針を条例の中に謳っておりまして、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める事業者という、ここには、条例の中にはどの程度の量と、さっき説明がありましたように書いてありませんけれども、その状況、それから削減のための措置、目標が謳われていますよね。

それから、ちょっと細かな資料で、先ほど説明がありましたけれども、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」も、これは燃料及び熱を原油換算1年で1,500kl/年ですか、以上、電気を600万kwh/年以上使用している事業所というふうに、一定規模の、事業規模の大きいものに、事業所に削減を含めた計画書の提出を求めているわけですね。ほかにもそういう計画は、多少いくつかのところにも説明があるとおり、見られるわけなんですけれども。やはり今回の条例でも、一つの柱と言いますか、対象は、これらの影響の大きい、規模の大きいもの、事業所の社会的責任というのをやはりある程度、考えていくというのは、検討しなきゃいけない重要な柱じゃないかというふうに思うんですね。

その点で、ちょっとまだ私、調べようと思えば調べるんですけども、京都市の場合の相当程度多いというふうに事業者は、どの程度になっているのかという関連資料ですね、があったら、ちょっと調べていただければありがたいというふうに、次のときに。それから東京都は既に16年、これが改正して、今年が平成17年ですから入っているわけなので、これの、この条例に関する執行状況と言いますか、進捗状況と言いますか、条例の効果がどう出ているのか、出ていないのか、この辺についても、それぞれいろいろなルートで調べれば調べられますけれども、県の方でも、東京都ではいろいろな環境対策をやっているようなんですけれども、この点に関してはどういう経過で、あるいはその実効性はどこまで来ているのか、来ていないのか、わかった範囲で教えていただければありがたいと思います。

これらの点については、ただ規制していればいいということではありませんけれども、条例の中の一つの大事な部分としては、検討せざるを得ないというふうに思います。

木曾課長

はい、承知しました。

高木委員長

今のことについて関連なんですけど。さっきこの説明を受けながら見ていると、ほとんどのところが原油換算1,500kl/年以上、あるいは電気は600万kwh/年以上と出ているんですね。この数値が適当なのかどうかというのはよくわからなくて、例えばこの数字、要するにこの議論で今の議論を進めていくと、必ずどこかで、ではこれをクリアする、これ以上の企業はだいたいどのぐらい、何%、何社でどのぐらいなのかというようなことが出てくると思うので、それをぜひ調べておいて、それをきつと見せてほしいというのが出てきますので、準備をお願いいたします。あるいは頻度分布が一番いいんですけども、ここから上、ここから上というような。

- 木曾課長                    そうですね、できる限りやりたいと思います。今一番問題になっているのが、先ほど申しましたように、ボトムアップしていないということは、元の事業所のどのくらいというのがつかめていないというところでそういう問題が起きていますので、できる限り・・・
- 高木委員長                あるいは経営者協会とか、環境保全協会とのかかわりの方が早いのかもしれない。あるいは、いくつかのデータを持っていらっしゃるかもしれません、お願いします。
- 木曾課長                    できる限りで集めてみたいと思います。
- 高木委員長                ほかにはいかがでしょうか。
- 川妻委員                    時間も限られているので、もう1点だけいいでしょうか。  
今日飯田市の課長さんがおいでですよ。飯田市では太陽光発電の、住民の設置に対して利子補給とか助成をしてかなりこのシェアを上げているというレポートも見たんですけれども。その自然エネルギーへの利用という問題を、条例でどこまで入れられるかどうかというのは、ちょっとまだ私もイメージを十分つかめていないんですけれども。飯田市で実践した太陽光発電の経過と現在というのについて、今日ちょっとおっしゃっていただければ、あるいは今後少しそれを検討、県としての条例として考えるのだったらどんなことが必要かということ、少しお話いただければありがたいんですが。
- 牧内委員                    太陽光発電システムについては、一昨年まで利子補給の制度を設けておりまして、昨年からは補助金制度に切りかえております。キロワット当たり3万円という金額になっておりますけれども、実施をいたしております。  
だいたい今、補助ないしはご家庭のご判断で独自に入れられるという方も、設置される方もいらっしゃいますけれども。おおざっぱに言って、全世帯の2%ぐらいに普及をしてきておるということで、全国的にも高い数字だというふうに言われておりますけれども。  
具体的なその数値というのは、市町村別にというのは出ておりませんので、そんなふうに聞いておるといような状況でございまして、市民の皆さんに一定のご理解をいただいて、お家を建てかえられたり、あるいは既存のところに乗せるというようなことも行われておりまして、少しずつ毎年度伸びておるとい状況です。
- 川妻委員                    今1台、通常の標準的な太陽光発電を入れてその補助が出ると、住民1戸当たりの負担はどのくらい今なっているんですか。200万円ぐらいとか、200万円を切ったとか。
- 牧内委員                    そうですね、システムによりなんですけれども。市の補助金とプラスNEF((財)新エネルギー財団)の方の補助金が今年から2万円ですか、ありますので、合わせられて実施をされるという方が大半でございましてけれども。なかなか経済的にそれでかなり報われるというよりも、やは

り環境に貢献をするということ、地域全体として考えられるような状況に、少しずつなってきたところなんです。

川妻委員

それらも含めて、飯田市ではそのほかにいろいろ環境対策をやられて、県内では環境先進都市として動いていらっしゃるんじゃないかと思うんです。その辺の成果なり、それから問題や、あるいは県レベルでそれを考えたりすると、こんなことが考えられるんじゃないかというのを、ちょっとこれからもいろいろ逐一ぜひ出していただきたいと思うんです。

牧内委員

また次回少し資料のご提供をさせていただきたいと思っておりますけれども、私ども市町村でやっておりまして思いますのは、やはり大きく言うと市民運動、私たちの言葉で言いますと、協働。決して行政だけでできる話ではありません、事業者の皆さん、市民の皆さん、協働をしてやっていかないと、これは温暖化防止というのは、行政計画だけ、あるいは条例だけでできるという話では多分ないだろうと。いろいろな複合的な、これ一つやったら絶対削減できるというものでもないだろうというふうに思っておりますけれども。

そういう意味で、市民の皆さんと事業者の皆さんといかに協働をしていくか、そういう組織、県の県民計画の中で、協議会ということも謳われておりますし、温暖化防止活動推進センターというようなものもありますし、そういったものと市町村がどんな働きを一緒にしていけるかどうかということも、ひとつポイントじゃなかならうかなというふうに思っております。

上條委員

今の意見にちょっと関連して。私はやはり自動車の問題が当県の場合には大きいんじゃないかと思っております。それで、やはり自動車の総量規制について何か考えていく時期に来ているんじゃないかなと思うんです。ただ、自動車というのは日本の基幹産業でありまして、長野県内には自動車の製造工場というのはないと思っておりますが、部品をつくらしている工場はいっぱいあるわけですね。トヨタの下請でクラクションをつくらしているとか、そういう工場はかなりあるようです。それで、そういう人たちにも影響があります。それから中古車業界とかに非常に影響がありますし、あるいは修理工場だとか、販売会社だとか、そういうことに関係している県民の方はたくさんいらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、非常に、だから自動車の総量規制といった場合でも、いろいろな多くの県民が利害を持つ余地があるということなんですね。

それで、やっぱり県民にこの問題を広く深く訴えていくということが必要だと思うんです。今、飯田のお話もありまして、市民との連携ということが非常に重要だと、こういうふうにおっしゃいます。ここで条例案をつくるということをやったとしても、県民の間にそれがどれだけ根づくかという、こういう議論を抜きにしては、条例案だけが先に進んでいくということはまずできないだろうというふうに思うんです。それは支持を得られなくて、うやむやになってしまうという可能性があるんです。そういうことから考えますと、これから年末までの間に、県民とどれだけ対話ができるかと、どれだけ意見交換ができるかと、こういう

こともこの委員会として考えなければいけないというふうに思います。

そういう点で、パブリックコメントを求めるとか、あるいはいろいろなところで、この委員会が県内の各地を回って、いろいろなところで公聴会を開いて問題を巻き起こすとか、ちょっとできないかもしれませんが、いろいろそういう手段を使って、いろいろなそういう人たちと語り合って、やはり長野県民としてこの温暖化の問題について、生きている人間の主体としてどう取り組むかということ、やっぱり一人ひとりと語らなければいけないというようなことを思います。

ですから、何かそういうことについて、並行して県民との対話というようなこともぜひ進めていって、その期間が何年かあればいずれできるかもしれませんが、どうも待たないという状況で、あと残された期間が何カ月しかないから、そこら辺も段取りを考えていかなければ、やはり本当に実の伴った条例案にならないのではないかと、こんなふうにも思うんですが。

高木委員長

何ができるか、委員さんからそういうふうに自分たちが出ていってでも、忙しい時間を割いて出て行ってでも、県民の理解を得られることに協力をしたいというお申し出があったと、今理解をしておりますので。

上條委員

できる範囲でやるべきかなと。

木曾課長

あと、最初に、委員の皆様方に行ってもらおうというのは、非常に大変なあれになると思いますので。これ理解を得るといような意味で、検討会のスケジュールの中に、地区説明会、県下4地区というように、それぞれの節目節目のところでこういうものを説明していきましょうということで、骨子説明会、要綱説明会、案の説明会と。それからまた、県議会はもちろんとして、関係団体との調整という中には、運輸ですと、自動車業界の大きなところもございませし、石油商業組合とか、そういうところもございませ。そういうところとの意見交換。それからもう一つは、市町村との調整という中では、市長会、町村会のレベルというところで、この地区説明会というレベルだとすれば、どなたも出てきていただいてというようなことになるので、かなり県民に近いところでいろいろお話ができるのではないかとこのように思います。

それらをとりまとめた上でこの検討会にお出ししまして、その中身を説明する中で、こういう点はこのところを詰めていただければよろしいのではないかとこのように思いますけれども。

川妻委員

関連して、いいですか、ちょっと質問を。その市町村、例えば市町村との調整で、これは長野県市長会あるいは長野県町村会に県の方から出かけていってというか、来てもらって、その説明するという仕方なんでしょうか。これは市長会というのは全員なのか、あるいはその代表者に説明をするのか。

木曾課長

代表というか、事務所レベルですね。もう一つは、今うちの方でやっておるのは、温暖化防止推進員というのを、研修会に合わせて市町村の担当の方も一緒に出てもらって会議をやっております。こういう中では、

ほとんどが推進員の方にどう活躍してもらおうかというようなところまでしか今いっておりませんが、それを少しグレードアップして、条例化に向けて、どんな考えをお持ちというような格好での投げかけをやっていけば、各市町村の担当の方との意見交換が可能かというふうに思います。

川妻委員

これを地区説明会、あるいは県議会もそうですし、関係団体との調整、市町村との調整は一応書いてあるので、このとおりやれば一応形はできているんですけども。中身を伴ってやり、あるいは現場の担当者なり、あるいは地区ごと、地域ごとという、要するにありとあらゆるやり方を駆使して、徹底的にもういいというぐらいにやるというつもりでないと、一応市町村会にやりましたと、説明してあります、聞いておりませんかというようなこと、結局現場の方から見ると、形だけやったということになってしまうんですね、こういうことが山ほど今まであるんですよ。

ですから、やれることは、もう地域別にも、あるいは担当者ごとにも、市長に直接にも、いろいろな形でこの、ある程度の問題提起はできるようになったら、やるという構えできめ細かく、それからやり方も相手の方に聞いて、どういうふうにやったら一番みんなが納得できるかということも聞きながらやらないと、これは形だけに終わってしまいます。いざもう具体的に案ができてどうだということになると、いや俺たちは聞いていないとか、それから、いやこれについては疑義があるとか、ということがあるんです。

そこは相当、これは条例の中身の問題というよりも進め方の問題で、ぜひ丁寧に、相手側との関係をよく考慮して丁寧かつ慎重に、熱心に、相手側の立場にも立ってやるというのに徹底するというのを、ぜひお考えいただきたいというふうに思っております。

木曾課長

わかりました。

岡本委員

今の話と関連をしながら、条例に反映させたい中身ということでお話をしますと、先ほど皆さんに見ていただいた長野モデルの中で、その前段で私がお話をしたように、つまり社会の、さっき弁護士さんから非常にわかりやすい説明をいただいて、つまり企業に対する制限を加えるということが憲法に抵触するところになってくる、そういう一番元までたどると、そこも含めてなんでしょうけれども。ただ、この今の時代に、やっぱり、どう言ったらいいんでしょう、次の世代に環境、あるいは手渡していくために必要なこととして企業のモラルというのか、そういうことも含めて、脱温暖化型社会へ向かっていくということの合意を得るための、だからそれはおそらくもうちょっと、今、川妻さんがおっしゃったように、手続的にお知らせをしたということではなくて、県民の議論になったり、あるいは次の世代ということになると、もっとずっと若い方たちを対象にしたアンケートみたいなものになるのかちょっとよくわかりませんが、そういう一般からの声が反映できるような方法もとっていただきたいなど。

実際この中で、結果的にですけども、長野モデルが注目を浴びたというところは、いわば今の社会の象徴でもあるような24時間型のライ



フスタイル、その結果としてのコンビニですとか、近ごろはコンビニにとどまるところなく、大型店舗も24時間化をしてきているというふうな、この当時よりもさらに状況が悪くなっている。脱温暖化型社会へ向かうどころか逆行しているというような中で、そしてまた、自動販売機があまりにも多い。これも、自動販売機を1台見たら家が1軒あると思ってねというふうに子供たちに説明すると、ええとびっくりして、なければ困るけれど、こんなに必要ないよねというのは、私たちの仲間の学校の先生だとか、私も今、中学校へ環境教育に行ったりしているのでそういう中で聞くと、子供たちも、なければ困るけど、こんなになくてもいいよねという話には理解をしてくれてると。そういうことも少し引き出せると言うとおかしいけれども、現状を客観的に見られるような手法も取り入れてやっていただかないと、これは行くところまで行けば法律に触れるから、なかなか難しい問題だなというところで、こちらが足踏みをすれば、そこで終わりという話になってくるんだろうと思うので。基本的には、この県民計画に書いてあることを一つずつ何とかして進めたいという形で、いろいろな、要するに合意を得る中で、無理なことを言っているんじゃない。これは自分たちのためにこういうことをしなければならぬんだということを、どういうふうに公募していくのかというふうなことだと思います。

高木委員長

今の話に関連してなんですが。時間がだんだん短くなって残りが少なくなっただけで、私自身も、委員長があまりこんなことを言っているのかわかりませんが、言いたいことは言わせていただこうということで。

経済的な、要するに規制として、例えば自動販売機なり、24時間をやめなさいと規制するのは難しいかもしれないけれども、それに対して、経済的にあまりもうかっていないところは撤退をしてもらうような手法というのはあり得るのではないかなと。わかりやすく言えば、例えば24時間型営業に対して、ある程度長野県の独自の環境税のようなものがかかることによって、それだったら24時間はやめようとか、だったら自動販売機でこれはほとんどとんとんで、しょうがないから置いているようなものなので、ではもうやめちゃおうとか、というような手法がどこまでとれるのかというのは、ぜひこの場がいいのかどうかわかりませんが、どこかで検討をする必要があるのではないかなと。

公共交通の問題も、単に税金を使って、公共交通の事業者に対して補助を垂れ流しでやるということにしても、例えば目的税をとって、国によっては、公共交通対策目的税というのを地方自治体でとっているところもあるわけで。要するに消費税に上乗せして、公共交通対策税をとるというようなことをやっているところもあるので、例えばそういう手法が使えないのかどうかという、消費税に上乗せは難しいのかも知れませんが、何にならそういうことができるのか。駐車場に対して課税をして、その部分を公共交通の事業者に対して補助をするみたいな、何かそういう目的税化をつくれぬのかということも、ぜひどこかで検討をしていきたいなというふうに考えているのと。もう一つ言わなきゃいけないと思っているのは森の問題でして、今全然話が出ていないので。既に県民計画等をごらんになっている方は、もう森の問題と言えればおわかりになると思いますが。森の問題もこの中でどこかで話をしていきたいな

ということで、議事録に残すために言っておきます。

宮本委員

今、先生のおっしゃった森の問題とか、岡本さんのおっしゃった24時間営業の問題なんです。うちの近くのスーパーでも、今年になって24時間営業になって、あれが本当に必要かどうか私も疑問なんです。田舎で必要かどうか疑問で、もう怒りがあるんですけれども。そういうことを規制するのは大変でしょうけれども、それに見合った環境対策の何かを提出させるとかということ、条例に反映させていただけないかなと思います。

それから森なんですけれども、この間千曲市で、今、環境基本計画をつくっていて、千曲市の森というか、間伐材の話になったんですが、切り倒してそこへ置いて腐らせる方式が一番プラスマイナスゼロで、経費がかからないと言うんですよね。ですから、そんなはずはないと思うんですけれども、持ち出してそれを何かに加工するともっとお金がかかる言うんですけれども。でも私は、こういうところでこういう間伐をしますよという公示というんですか、公開というんですか、そういう公開期間を指定してもいいかなと思うんです。それで、ここの山でこういうものを切るから、いる人はどこまで引っ張ってきてあるから、使いたい人はご自由にどうぞという、こんなつまらないことかもしれないけれども、そういうのがあってもいいかなということをおもいました。

それと、今ビルとか家を解体するときも、全部リサイクル法で分けるんですけれども、その前にこういう家を、一住宅でもそうですが、解体するんですけど、ある程度の猶予期間を必ず義務づけて、その間に欲しいものは持って行ってくださいというそういう言い方はおかしいんですけど、もっと上手な方法があるんでしょうけれども、そういうのがあったら、サッシとか、ただの資源に分別される前に有効利用できるんじゃないかなと、こんなつまらないことで申しわけないですが、おもいました。

それと、県の省エネラベル、省エネ機器の普及ということで、ここにこのチラシに出ているんですが。信州省エネラベルキャンペーンの実行委員になっているんですけれども、このラベルを家電販売店に貼っていただいて、それで私も消費者が家電製品を買うときに、なるべく省エネ性能の高いものを選ぶという、そういう気持ちになってもらいたいということでこういうキャンペーンをしているんですが。電気販売店によっては掲げてもらえないところがあるものですから、こういうのも全部のお店に表示してもらおうというような、こんな細かいことで申しわけないんですけれども、こんなことをどこかに反映させてもらえばいいかなと思うんですけれども、以上です。

高木委員長

検討事項として、今言ったような、信州省エネラベルキャンペーンなんていうのはまさに県がやっていることなんですから、それを、要するにもっときちんと使おうということで、それは異論は特にないでしょうから、あとは具体的にどういうふうにやっていくかという話になるんだろうと思いますので。それも、では検討していくということで。

いかがでしょうか。第1回的时候に、事務局は大変なんですけど、今ばんばんばんいろいろなレベルの違うとか、いろいろな段階の話が出

ているものを整理していただいて、これは条例の本体の中に入れていくべきだとか、これはちょっとそれにはそぐわないからとか、これはちょっと無理だとかという交通整理をしていただかなければいけないわけですが。それをするには、当然相当な時間と準備がかかるわけで、我々が第2回、第3回になって、あとになってポンポンポンまたどんどん出していくと、それは相当負担も大きいので、出せるならば今、はい。

宮本委員

レジ袋の問題を、細かいことをここに意見を応募していただいてよかったんですけども、この2番目の方のおっしゃっていることが、本当にストレートで実効性があるといいなと思ったんですが。その中で、特にレジ袋も何か環境税のようにとって、だめでしょうか、長野県では。

高木委員長

いや、検討していただくと、今の段階ではいい悪いの問題ではなくて、検討をしていこうということなのでどんどんそれで結構です。

トレーというものは難しいですかね、完全にやろうとすると。ものによってはどうしても必要なものもありますので。

宮本委員

外から入ってくるから、パックされて、商品として生産地から来るそうです。そういう経営元なんていうのはどうなんでしょうか。

高木委員長

いや、私もわかりません。スーパーによっては中でやっているのも当然あるわけで。

宮本委員

それはやめた方がいいと思うんです。

高木委員長

今その議論はできないので、とりあえずそういったレジ袋、トレーができるかどうかわかりませんが、そういったものに関しても考えていきたいという、条例の中に入れる、入れないというのはまた全然別の問題ですが。

川妻委員

さっき申し上げたように、市町村からの、飯田市さんをはじめ先進的な事例と言いますか、そういう教訓を我々の作業の中にぜひ反映させていただきたいということと、もう一つ企業の方の環境活動と言いますか、そういうのも環境保全協会とか、セイコーエプソンはその先進を走っているわけですけども。いろいろ新聞その他いろいろなところで紹介されていますよね。そういうことと、ここでの議論が何らかの接点があって、それがより深められるということが非常に必要なので。

作業として、一定のものができてどうですかという説明をするというよりも、本来ならば、そこに我々の基本的な考え方を示した上でヒアリングするとか、あるいは来てもらって少し、その環境保全協会、あるいは環境保全に取り組んでいる企業の実情と、県が条例をつくらしたら、要望としてはこういうことをしてほしいとか、そういうのを聞きとりの作業としてするというのは、やっぱりこの過程でどこかでは必要なんじゃないかという気がするんですよ。その辺を少し。

高木委員長

では上條さん。

上條委員

いいですか。やっぱり論点整理というので、いろいろな論点をまんべんなく落ちがないようにいろいろ拾い上げるという作業で、ここで、皆さんそれぞれ研究を積み重ねてきた方だから、ある程度出るかもしれないが、やっぱりそれでも落ちがあるかもしれないから、いろいろな多くの人の意見を聞いて、まず論点を出してもらって論点整理をするという作業が必要かなと。

やっぱりいろいろな国の審議会なんかでも論点整理というときに、いろいろな各団体と話をしたりして論点を出してもらうんですね、やっぱり。それで論点がどういうちりばめられて、どういう位置関係にあるのかというようなことを、やっぱりまず見てから、それを整理してスタートするというようなことをやっぱりやっているんじゃないかと思うので。やっぱり、今言われたようないくつかの団体とやっぱり協議して、論点を出してもらおうという作業が必要かなと思います。

木曾課長

私どもも、今までスーパーマーケット業界とか、それから自販機のところ、それから経協さんとも話をしている中で、そういう説明のチャンスがあるとすれば、出ていただけますかという話はしてございまして、ぜひ、向こうも出させてくれということもあります。僕らの主張も聞いてくださいよという部分もございまして、ぜひもしそういう機会があったとすれば、それぞれの業界の意見、会社の意見等々、お聞き願えれば非常にありがたいかなというふうに、私たちが聞いてきたのを話しても、本当に真意が伝わっているかどうか、ちょっとわからない部分がありますので、そうしていただければ大変ありがたいというふうに思います。

それから、先ほどの地元説明とか、地区説明とか、そういう際にも、もしやる段取りになりましたら、委員の皆様方に一応案内を差し上げまして、もし一緒に行っていただけたところは一緒に行っていただけてというようなことでやらせていただけていいですか。お忙しい委員さん方ですから、全部とはいかないとは思いますが、もしよろしかったら、そういうときもお願いできればありがたいというふうに思います。

高木委員長

今日も熱いご意見がたくさん出ていますので、ぜひその気持ちを忘れないで、そのときになったらだめだだめだと、なるべく言わないように。

今言ったことに関しては、報道の方も随分来ていますが、やはり、要するに、我々がそういう我々の中だけで決めようとしているのではないと。広く県民の方の意見ももっと、今たまたま二人の方からの意見が出てきて、その二人の意見に関しては、ちゃんとこの中で話をしながら、そのことも取り入れた形で議論を進めようということなので、ぜひ県民の方から幅広い意見が、この委員会としては欲しいんだということをぜひここでも言っておきたいし、そのことをぜひ報道していただけたらと思います。車ですか、何かさっきの。

黒沼委員

脱車依存社会というのにこだわるんですけれども。現在自転車、歩道からも、車道からも押し出され、危険な状態で走行せざるをえません。どのように自転車が安全走行できるかずっと考えて

いるんですけれども。それを道路整備の中に自転車道を位置づけるという、それができないかどうか、本当に具体的に提案できず申しわけないんですけれども、そのことを考えたらどうかということをご提案したいと。

高木委員長

道路構造令と言いましたか、道路をどういうふうにつくればいいのか、国土交通省のところでは多分そういう自転車あるいは車椅子とか、そういうものに対することを随分進めてきているはずですから、そういうものをつくっちゃいけないということは多分ないはずなので。ではそれを具体的に、長野の中でどういうふうにしていくのかということを検討していきたいということだろうと思います。

岡本委員

非常にスケジュールがタイトであるということ意識した中で、その中でさらに手続は手厚くというお話で、とても大変な話になってくると思いますけれども。順を追ってこういうふうに県民計画ができていて、これは中身がどこまで進んで反映されたかということとは別として、この県民計画は随分人の目には触れてきたと思うんです。それで、その触れてきた中で、これに対して今までこれはけしからんとか、無理だとかという意見はさほどなかったのかなというふうに理解をしているんですけれども。だとするならばやっぱりこれを、ここまでできているものをベースにして、これを具体的に進めていくためにどうするのかというふうな話にしていった方が、さっきの上條先生もおっしゃったような、全体をちりばめてまとめてという作業が、ある意味ここでかなりできているのかなと。これに対して、もう一度しかるべきところに県民計画を熟読していただく機会を広めて、これに対しての、これを元にして意見をください、あるいはだめ出しをしてくださいというふうなことにしていったらいいのかなというふうに思いますね。これは一つの考え方です。

それからもう一つ、具体的に条例に反映させたいという中身のことでお話をすれば、この県民計画の3ページの一番下の欄のところに、対策4というのがあります。つまり都会だと電気をどう減らす、ガスをどう減らす、石油をどう減らすという話ですけれども。さっき委員長の方から森の問題、あるいは宮本さんの方から森の問題というのが出てきたので、信州は幸いなことにそういった自然環境を備えていて、それをただ山に切り捨てておくのではなくて、エネルギーとして取り出すということが可能な、いわばエネルギー資源を埋蔵した県であるというふうな認識がこの長野モデル、あるいは県民計画の、何と言うんでしょうか、いわば大変なことをやるんだけれども、これをやっていると信州の森はきれいになって、自分たちの環境が整って、観光地としての価値も上がるよという、反面夢のあるプランになっているのかなと。

その対策4のところ、「地場産再生可能電力の供給目標として2010年に一定割合を目指す」ということは、ここに文字化されているわけです。太陽光発電の話がさっき川妻さんからも出ましたけれども、具体的に長野県で供給される電力の一定割合を、地場産再生可能エネルギーとしていくための方策なり手順なり、こういうものがどれぐらいいるのかかってくるかだと思います。

木曾課長

今、県民計画をベースにという話がありましたけれども、全くそのと

おりだと思えます。この前も環境審議会では白紙諮問みたいなことでもございましたけれども。ベースにはこの県民計画があってお願いするという意味でございます。

それからスケジュールについてですけれども、一応県の考え方としてはこういう考え方なんですけれども。非常にタイトな中で、今言ったようないろいろな意見をいただく中で、どうしてもとりまとめの部分が、スケジュールが足りないということになった場合に、そういう場合に、議論の中で延びていってしまうという話の分については、それはちゃんと話を詰めてからでないと、やってもまさに条例になるかどうかわからないというような部分が出てきちゃいますので。言われておりますのは、事務的な部分で遅れは絶対許さないが、そういう合意形成の部分、それから検討委員さんの、まだこの部分が足りないというような部分での、スケジュールがうしろに行くというようなところについては、十分議論をなささいということですので、特にここだよというふうな格好ではございませんので、あくまでも県の考え方としてお示ししたスケジュールということでございます。

高木委員長

スケジュールに関しては、融通が利くということですので、なるべく、広い意見を入れて、それからこの県民計画というものがあられるわけですから、これをベースにして、この中のどこをもって条例化の中にきちっと書き込んでいくのかというのは、一応これをベースにしよう。交通とか森とかそういうように、具体的にこれはぜひというようなものが出てくるものに関しては、当然積極的に、第一に検討していこうということは今日ずっと出ているわけですが。

川妻委員

それに関連して。そのとおりで結構なんですけれども、ちょっと追加させていただくと、この県民計画は既に15年にできて、その2年後に今年の京都議定書の発効に伴って、議定書の目標達成計画というのが国レベルでできたわけですね。そこには、既に今日お話が出たように、脱温暖化社会というのが書いてあるんですね。ようやくさっき申し上げたように、国の方も国際条約をこれを履行しないというわけにはいかないので、実現しなきゃいけないという立場に置かれているというので、前半の部分で総論のところでは、当然のことが、転換しなきゃいけないということが書いてあって、各論の部分で、個々についてはちょっと疑問のところも私も、あるいはよくわからないところも個々にはあるんですけれども。しかし総論においては、県民計画が先を走ってこれがあとから、一応国としてはこういう方向だったと、そのことを合わせて訴えていくと、何で長野県だけがそんな先走ったことをやるのだという、そういう人はあまりもうだんだんいなくなってくるかも、いるのかもわかりませんが。国際的な条約に決められている立場から、日本もこのことに転換していかなければ、国際的役割も、国際的貢献もできないということを、今までのようなやり方だけを続けていってはいけないということが、国の方針としてはもうできているんだと。それを長野県としてやろうとしているんだということの理解をしておかないと、どうも経済状況が大変厳しい中で、長野県は余計なことをしているんだというふうなことになるないように、よくここは配慮する必要があるんじゃない

かということも。

それからもう1点はちょっと別のことですが、長野県が温暖化防止について7月15日まで意見を募集していますね。私は、このゲンコツ(減CO<sub>2</sub>)プランを、今年長野大学で100名ぐらいの受講者に配布しました。地方自治の科目を前学期は持っているもので、レポートに温暖化防止について意見を書きなさいという課題を出しました。それで、一応アドバイスをできるものはして、7月15日は県の方に提出しようと思っているんですね。県に提出する文書として、私が受けとるだけではなくて、というふうにして、みんなに考えてもらいたいんだというふうに。長野大学そのものでも、エコキャンパスをつくらうということをやっていますから。そういうこととの連動とか、あるいは地域の住民の学習会にもなるべく説明したりして、意見をもらおうというふうに思っているんですね。

これは進め方の問題ですが、中学校や高校や小学校や、学校現場でやっている先生や、あるいは子供たちにもいろいろな形で考えてもらい、やるような進め方ということで、もう少し大がかりにと言いますが、開かれた、さっき委員長が言われたような条例づくりを、長野県らしくやれるとよいのではないかというふうな気がしますので。その条例の中身と、条例の中身にふさわしく、進め方をぜひいろいろ、今決まっている事項を実施するだけではなくて、もう少し膨らませられればよいのではないかというふうに思います。

高木委員長

具体的に学校の、小学校・中学校・高校に対してどういうふうな発信、募集がかけられるのかは、今ここでは多分意見は出ないと思うので、どこでしょう、教育委員会になるんでしょうか、と、ちょっと相談をさせていただいて、次世代の若者たちの意見を聞く場があるといいなということだと思いますので、どんどん宿題を増やして、事務局の宿題を増やして大変なんです、できるだけ検討をお願いいたします。

諏訪委員

ではそろそろ時間が短いので、言っぱなしのことをたくさん言います。

環境計画の部分ですが、皆さんのお話にたくさんありましたように、大変いいものだと思います。やれば必ず実効性が出る計画だというふうな印象を受けておりますので、これをどうやって回すのかということについて、部分も当然具体的に条例化していく部分もありますし、全体を回すということに関しても、ぜひご配慮をお願いしたいと思います。

例えばイギリスの地方自治体などですと、ローカルアジェンダ21(持続可能な社会をめざした地域全体の行動計画の策定および実施プロセス)というのが決まっております、こちらの方の資料を持ってきましたが、例えば1年目はどういう状況であったのか、2年目はどれぐらいの進捗状況、どのセクションが行ったのかということについてレビューしたものが載っています。これを読みますと、例えば自然エネルギーの導入状況については、例えば県庁の建物に対して46%を自然エネルギーでまかなうような、すみません読み違ったら申しわけないですが、そのように具体的に数値を挙げて、どれぐらい進捗状況があった

のかということインターネット上で公表しています。

このようなP D C Aサイクル(Plan, Do, Check and Action 計画・実施・点検・是正のサイクル)に則った進行管理というものが行われれば、何らかのアクションというものが実を伴って出てくると思います。ですからぜひ、もちろん環境基本計画だけではなくて、いろいろ市民の部分でパートナーシップを組まなければならなかったり、それから企業の部分でいろいろな努力をお願いしなければならない部分とかがありますけれども、そういったものも含めまして、サイクルに乗せるという考え方をぜひちょっと念頭に置いていただけないかと思います。

それから、この条例に関しましては、2050年ぐらいまでの長期的な削減目標もある程度念頭に置いたものとなっていますけれども、それに関する政策の洗い出しということも少し考えていくべきかなと思っております。短期的に見て、例えばマイカー通勤をやめるというようなことは、すぐ明日にでもやろうと思えばできないことはない部分があるかもしれませんが、ただ、もう少し長期的なインフラ整備を伴った場合には、例えばバイオガスを導入する場合に、そういうものの建設期間はどれぐらいで、資金はどれぐらい必要なのかということをお考えすると、2010年が目標なのか、2030年、どの目標になっていくのかというようなこともありますし、またそういったインフラの整備が、ほかの施策に影響を及ぼすことも考えられます。例えば燃料電池の問題もそうです。ガスネットワークの供給の整備がもし可能であれば、それを使って水素供給というものができるようになる、可能かもしれない。そういったようなインフラと政策の絡みがありますので、条例で話し合うべきことかどうかはわかりませんが、長期的な目標値、法的な規制能力はないんですけれども、長期的な目標とリンクさせた政策の洗い出しということはどこかで考えていって、その中で、条例というものがどういうふうな位置づけを占めていくのかということも考えていったらいいかと思っております。

もう一つ総論的な部分で言いますと、条例の理念ということについても考えていくべきかと思っております。もちろん持続可能性ということがキーワードになっていくと思うんですけれども、例えば長野モデルを考えた場合に、地場産業、森林というものが非常に有効な手段というふうに考えられていますから、例えば国際的な開発問題なども観点として入れますと、グリーン収支と言いますか、森林を輸入しないで、例えばリサイクルが今とてもすごくさかんに言われているんですけれども、リサイクルばかり進んでも、森林資源をどこか熱帯地域などから輸入するという状況は変わっていない部分が非常に多くて、そういった国際収支には全く影響が起きていない部分があるのではないかと思います。少なくとも長野県という森林資源に富んだ部分では、県内におけるグリーン収支などがとんとんとなるというか、県内でまかなえるような、そういう数値化を含めた目標ですとか、計画というものも必要になってきて、そのあたり、国際的な観点を含めたものを理念に含めていくような必要性があるかと思っております。

個別の施策についても、いろいろちょっと意見はあったんですけれども、現在、今日の段階ではちょっと控えまして、また次回に皆様にご相談できたらと思っております。



高木委員長

今のはかなり本質的な話をされているので、確かにおっしゃるとおりの部分があります。大変なことは大変ですが、大変には大変ですが、どうやってそれを条例の中の理念として位置づけていくのかということも、我々の今後の宿題というか、として検討していこうということだと思いますので。どうでしょうか、議論としては「その他」も含めて、もう時間はほとんどございませんので、その他も含めてですが、事務局の方から何かその他で何かありますか。

木曾課長

それでは、次回の検討委員会の日程を詰めておきたいかなと思ひまして。既に委員の皆様からは、日程の是非についていただいているところです。

実は6月の、三角、丸を合わせて全部で統計をとっていますと、6月22日が、上條委員はだめですね、がバツだけで、あとほかは三角か丸というようなことなんです。6月22日ですね・・・バツですか。

お二人、岡本さんと上條さんが22日はだめですね。ほかの23日ですと黒沼さんがだめですね、橋爪さん、牧内さん、だめですか。24日が上條さん、橋爪さん、牧内さんということで、お二人だけが今のところバツなのが6月22日なんです、いかがなものでしょうか。6月22日は岡本さんと上條さんが、ちょっと今の現時点では予定がつかないということで。実は22、23、24日と、会議室を固定して日にちを聞いておりますので、こんな結果になってしまうんですが。

川妻委員

22日は二人で、あと23、24日は3人とかと、そうなっちゃうわけですか。

木曾課長

23日が三名、24日が三名ですね。

川妻委員

私、23日の1時ならちょっと間に合わないで、2時ぐらいだったら間に合うという程度ですけれども。

木曾課長

そのように聞いています。

高木委員長

なかなかお忙しい方ばかりですから、全員と、今日はよく集まったなというところなんです。全員というのはなかなか現実には難しくて。

木曾課長

すみませんが、岡本さんと上條さんには、ほかの方のご都合に合わせていただいて開催させていただきたいというふうに思います。

それから7月ですけれども、26、27、28日の予定でとらせていただきまして、今、26日がやはり上條さんと・・・

上條委員

都合つけます。

木曾課長

7月26日が今のところ都合が悪いのが、上條さんと黒沼さんですが、上條さんには予定をつけていただきます、黒沼さんだけ。

黒沼委員 私も変えます。

木曾課長 よろしいですか。では7月26日がそうだと全員お揃いになれません。

高木委員長 では次回6月22日、時間は1時とっていてよろしいですね。その次が7月26日、これも1時ということで、場所はまたあとでご連絡いただくということで。

上條委員 すみません、ちょっとそのあとも、これ長期的に入れていただけるとありがたいんですけども。2回ぐらいだと、やっぱりいろいろ調整で苦労されると思うので、できたら先に。

高木委員長 では、今すぐというのではちょっと急過ぎるでしょうから。

木曾課長 わかりました。会議室のあき具合とか、その辺もありますので、見ながら、長期間にわたってスケジュールを入れられてもらっちゃうような格好でやらせていただきます。

高木委員長 そのほかの団体やいろいろなところとの打ち合わせに関しても、なるべく早目にアナウンスしていただければということでもあります。ほかにはよろしいでしょうか、4時にはなっちゃったんですが。特にはございませんか。それでは議事をお返しいたします。

司 会 ありがとうございます。高木委員長さん、本当に長時間ご苦労様でした。委員の皆様も大変ご苦労様でございました。以上をもちまして、第1回の検討会を閉じさせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

出席者一同 ご苦労様でした。どうもありがとうございました。